

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）呑田地区）を行うことについて令和2年10月12日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和2年11月11日から同年12月1日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造